

会 議 録

会議名		燕市健康づくり推進委員会		
事務局		健康福祉部健康づくり課		
開催日時		平成 29 年 8 月 3 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分		
開催場所		市民交流センター (旧吉田庁舎) 3 階 多目的ホール		
出席者	委員	甲田委員、高井委員、外石委員、武藤委員 (代理)、坪川委員、捧委員、柴山委員、曾根委員、岩本委員、高畑委員、平原委員、中川委員、川瀬委員、田村委員、大滝委員、田中委員、丸山委員、櫻井委員、亀倉委員、込山委員		
	事務局等	健康福祉部：金子副部長／健康づくり課：佐藤課長、丸山副主幹、細貝副主幹、南波補佐、五十嵐副参事、篠田副参事、坂井副参事、大西係長、佐藤主査／保険年金課：広瀬補佐／長寿福祉課：熊谷課長／社会福祉課：田瀬課長		
公開可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合はその理由				
次 第		<p>1 開会 佐藤課長</p> <p>2 あいさつ 柴山会長</p> <p>3 委員紹介 佐藤課長</p> <p>4 議 題 (1) 平成 28 年度燕市健康増進計画の進捗状況について (2) 第 3 次燕市健康増進計画策定について (3) その他 ・つばめ元気ががやきポイント事業について ・燕市食育推進計画の進捗状況評価について</p> <p>5 閉会 甲田副会長</p>		

平成 29 年度第 1 回燕市健康づくり推進委員会 会議録要旨

平成 29 年 8 月 3 日 (木)

午後 1 時 30 分から 3 時 00 分

市民交流センター3 階 多目的ホール

(1) 平成 28 年度燕市健康増進計画の進捗状況について 《事務局説明》

○委員

資料 1、22 ページの①歯周疾患検診の平成 28 年度の受診率は、10.3%となっているが、前年度の集団検診時の受診率は何%だったのか聞かせてほしい。

○事務局

平成 27 年度までは歯周疾患検診については、検診会場に来られた方で希望された方に実施しておりました。平成 28 年度から 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳と節目の方が検診対象者となりました。実施対象者が違い、比較ができないため前年度については掲載しませんでした。前年度で、19 歳以上の方で受診された方は 551 人おられました。

○委員

平成 28 年度からは、節目検診になったということで、40 歳、50 歳の方が受診される機会が増えたが、集団検診においては高齢の方が多かったと思います。節目検診の対象でない方については、②唾液潜血反応検査でカバーして受診率を上げていってもらえればと思います。

○委員

資料 1、2 ページの⑥幼児歯科健診をみると、3 歳児の虫歯のある子が多い。お嫁さんが、保健センターに行って、歯磨きの指導を受けており、孫は虫歯がない。子どもに歯磨きをさせることは忍耐がいることと思うが、今後においても歯磨きの指導をしていってほしい。

○委員

3 歳の子どもに限らずむし歯のある子は少ない。少数の子でむし歯のある子が 5 本も 6 本もある状態が非常に多く、少数の子でむし歯の数が多いという印象です。

3 歳、6 歳と子どもが大きくなれば歯の数も違ってくるし、食べるバリエーションも増えてくるのでむし歯も多くなってくるが、それでもむし歯のない子が多いという印象です。

○事務局

私どもも、各歯科健診において、個別指導を行っており、今後においても歯磨きの指導をしていきたいと思っております。

(2) 第3次燕市健康増進計画策定について

《事務局説明》

○委員

障がいをもつ人々の健康づくりに配慮しているのであれば、健康増進に係る事業や活動に参加しやすいバリアフリーに配慮することについても、この計画に記載した方がよいのではないかと思います。

○事務局

委員の意見を参考に検討させていただきます。

(3) その他

- ・つばめ元気かがやきポイント事業について

《事務局説明》

(委員からの質問なし)

- ・燕市食育推進計画の進捗状況評価について

《事務局説明》

(委員からの質問なし)

○委員

市民健康づくり、国民の健康づくりは、国の施策の一環であると思いますが、どういった健康づくりの背景があるのか教えてほしい。

○事務局

資料2-2の1ページをご覧ください。

ここに記載してありますように、急速な少子高齢化や生活習慣病の増加や核家族や働く女性の増加、労働形態の変容など市民の健康を取り巻く状況は大きく変化しております。こういった状況を踏まえ市民一人ひとりの健康づくりとそれを支える地域社会づくりを推進していかなければならないと思っております。

○委員

法的な根拠は、平成14年に制定された健康増進法であると思っております。また、受動喫煙法も制定されました。やはり国民一人ひとりが健康を自分自身で守る義務があるとされています。それを市町村が手助けをする義務があり、医師会、保健所など関係

機関が協力する義務があるとうたっております。これをもとに本日の会議や行政の施策のもとになっている法的根拠になっていると思います。

○委員

計画の目標値でたばことアルコールについて、全体の目標値があげられておりますが、国の目標値においては、未成年のたばことアルコールについては、100%、ゼロとか妊婦においても同じような目標値があったと思うのですが、妊婦や未成年など年代別に細分化した目標値が必要ではないかと思えます。

○事務局

委員の言われるように細分化した方が良いとは思いますが、把握するすべがないため目標値あげることが難しいのが現状であります。

○委員

がん検診の受診者が、いろいろな工夫をされて増えてきているのですが、精検未受診者も多くなっています。どのように勧奨されていくのか。未受診者が減っていけば死亡する人も減っていくのではと思えますがいかがでしょうか。

○事務局

要精検の方については、電話等によって勧奨を進めているところです。また、手紙とか訪問等により、より精検未受診者の減少を図っていきたいと思えます。